

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定によつて、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があつた。

平成二十七年七月十六日

広島県知事 湯崎英彦

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名
特定非営利活動法人日本医療ソーシャルワーカー研究会	特定非営利活動法人ぱびえ	特定非営利活動法人芸南たすけい	特定非営利活動法人芸南たすけい	島本幸子
子村上須賀	藤上澄生			
三号一丁目一一四〇 市東区光町 広島県広島	一号番七 朝日町一九 広島県呉市	西中央一丁 目三番九号 合同タクシービル二階	広島県呉市	所の所在地
この法人は、医療要とする人々に対して、情報提供、調査研究及び相談事業等を行い、もつて住民の医療福祉の増進に寄与することを目的とする。	この法人は、障害者に対する支援、自立を支援するための生産活動や創作活動及び社会参加に寄与することを目的とする。	この法人は、障害者が安心して生活できる健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。	この法人は、文字通り助け合いの精神に基づいて、福祉サービス活動の受け手と担い手が対等の関係を保ちながら健康で安心して暮らせる生活と心豊かな地域社会を建設し、よつて福祉の増進に寄与することを目的とする。	目的、従たる事務所の所在地の表記、事業の種類、社員の資格の得喪、議員、役員、会員の資格の得喪、定款の字句の修正
事務所の移転	事業の変更			内定款変更容
平成二七年七月一日	平成二七年七月一日		平成二六年六月二六日	年月日申請のあつた